

議案第52号

四條畷市下水道事業経営審議会条例の制定について

次のとおり四條畷市下水道事業経営審議会条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月19日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

本市における下水道事業の経営について有識者、市民代表等の見識を反映させるため、将来にわたる下水道事業経営のあり方、下水道事業経営戦略の改定及び今後の下水道使用料の水準について審議を行う機関を新たに設置いたしたく、本案を提案した。

四條畷市下水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四條畷市下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 下水道事業の経営上の重要な課題に関すること
- (2) 下水道使用料に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営に関して市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員7名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 企業経営に関する専門的知識を有する者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 四條畷市の公共下水道の使用者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任させることができる。

4 特別の事情があると認めるときは、市長は委員を解職できる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表中	「 四條畷市公共施設再編検討会委員 水洗化調停委員長	日額 7,500	」	を
		日額 8,500		

四條畷市公共施設再編検討会委員	日額 7,500	に改める。
四條畷市下水道事業経営審議会会長	日額 8,500	
四條畷市下水道事業経営審議会副会長	日額 8,000	
四條畷市下水道事業経営審議会委員	日額 7,500	
水洗化調停委員長	日額 8,500	